

五

イ 方 募
入 価 法 入 決
札 格 定 の
発 競 行

各申込のうち応募額を順次割り

四

発行方法

価格を競争に付して行われる入札へ以下「価格競争入札」といふ。による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者による発行へ以下「国債市場特別発行」の如きに応募限度額を定めるものに参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

—
—
—

名稱及び記号
発行の根拠
法律及びその条項
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）
（第二十二回）
和付国庫債券～物価運動・十年、
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
用等の適用法

○ 財務省告示第二百五十四号
省令第三十号（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年八月七日に發行した利付國債の發行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年九月十二日
財務大臣 麻生 太郎

十 一	九 八	七	六	
		口 イ	口 イ	口
發	振額最	払	發	
發	替	低行争非者特國入価込	行争非者特國入価	行争非者特國
行	額	入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債
価	單	札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市
格	位	金發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場
額平す額の振	十	二円四	額	額
面成るの記替	万	百千	面	面
金二。整載法	円	八百	金	金
額十九數又の		億七	額	額
百九倍は規		五十五	で	度債
円年の記定		五百	百九	債る。
に八月金録に		四億	十九	応額市
つ七額はよ		七千	百九	の場
き日に、る		五万	百九	募額範特
百日よ最振		二千	億円	を割内參
四円も額口		一百		に加當お者
五円の面座		七十		ていご
十円と金簿		万		てる。
				各の申応

十五

十
四
三
二

経過利子

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

募るには下に金期臣がの数とのき以九数数づ価規律統月期け各
入額、第よ額及が公基のす。は下・をのき統定第計前及る利
決面こ五りはび定表準基るに、第八いう作計す五局のび想子
定金れ位算、償めさに準。額こ五でうち成のる十が消償定支
の額を未出財還るれ基改た面これ位除。生すた基三統費還元払
通知を四満さ務期日たづ定だ金を未し以鮮るめ幹号計者期金期
乗捨のれ大限以場くがし額四満て下食全の統一法物限額及
をじ端る臣に降合消行、を捨の得同品国調計第へ価のはび
受け入數数がおのに費わ消乗端たじを消査で二平指属、償
得しがへ定け各は者れ費じ入五数数。除費のあ条成数す各還
たしたもあ小める利、物、者て入がへく者結る第十へる利期
者額もる数る想子財価改物得し�小を総物果小四九總月子限
はと。と点方定支務指定価たたる数九合価に売項年務の支に
す。き以法元払大数後指額もと点十指指基物に法省三払お

盤年五
圓〇錢
命・
盤一
のバ
瑟盤×1.00482
セント

の
払
込
み

規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
り
算
込
金
額
に
加
え
、
第
二
十
二
号
に
よ

額面金額の総額×1.00482× $\frac{0.1}{100} \times \frac{150}{365}$

平成二十九年九月十日を支払期とし、次の算式により算出したたるに当たるときは、支払期に限り算出しある。この規定によつて、同一の号に十八号に當たるときは、支払うべき金額を翌営業日午後三時までに銀行へ支払う。

第十四号の規定により算出された $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

二十一者	二十九入札参加者	二十元利金支	十九償還金額	十八償還期限
財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額と額を下る。	額に相当する該場合における想定額は、	第十四号の規定による算出され
		額を下る。	額が額面金額	第十四号の規定による算出され
		額を下る。	額が額面金額	第十四号の規定による算出され
		額を下る。	額が額面金額	第十四号の規定による算出され

二十二拝込期日

平成二十九年八月七日